

令和 8 年 8 月 3 0 日 執行 予定

綾部市議会議員一般選挙

候 補 者 の し お り

綾部市選挙管理委員会

目 次

第1 総括的な事項

1	選挙の主要日程	1
2	選挙長等の職務を行う場所等	1
3	選挙運動費用制限額	1
4	選挙に関する届出等の時間	2
5	当選人	2
6	当選証書の付与	2

第2 供託に関する事項

1	供託額	2
2	供託の方法	2
3	供託物の没収	3
4	供託物の返還	3

第3 立候補に関する事項

1	立候補の届出	3
2	立候補の届出の受付要領	4
3	記載事項の異動届出	4
4	辞退の届出	4
5	所属党派証明書の発行権者	5
6	通称認定申請書の提出	5
7	選挙立会人の届出	5

第4 候補者に交付する物品及び証明書類に関する事項

1	一般的な注意事項	5
2	選挙運動用各種物品等の再交付、返還等	5

第5 選挙運動に関する事項

1	選挙運動の意義	6
2	選挙運動の期間	6
3	事前運動の禁止	6
4	選挙運動の準備行為	6
5	選挙事務所	7
6	休憩所等の禁止	8
7	選挙運動を禁止されている者	8
8	公務員等の地位利用による選挙運動の禁止	8
9	教育者の地位利用による選挙運動の禁止	9
10	年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止	10
11	選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止	10
12	戸別訪問の禁止	10
13	署名運動の禁止	10
14	人気投票の公表の禁止	10
15	飲食物の提供禁止	10
16	気勢を張る行為の禁止	12
17	連呼行為の禁止	12
18	自動車、船舶及び拡声機の使用制限	12
19	自動車の乗車制限	15
20	車上の選挙運動の禁止	16
21	選挙運動用通常葉書	16
22	選挙運動用ビラ	17
23	ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画	18
24	電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画	18
25	選挙運動用有料インターネット広告の禁止等	19
26	文書図画の掲示	20
27	選挙運動用ポスター	20
28	文書図画の頒布、掲示の脱法行為の禁止	21
29	文書図画に記載・表示されているバーコード、QRコード等	21
30	新聞広告	22
31	街頭演説	22
32	幕間演説、個々面接、電話による選挙運動	23
33	選挙運動放送の制限	23
34	特定の建物及び施設における演説等の禁止	24
35	選挙期日後のあいさつ行為の禁止	24

第6 選挙公営に関する事項

1	選挙運動用自動車の使用の公営	24
2	選挙運動用ポスターの作成の公営	24
3	選挙運動用ビラの作成の公営	24
4	個人演説会	24
5	投票所内の氏名掲示	26
6	選挙公報（文書による提出）	26
7	選挙公報（電子データによる提出）	28

第7 選挙運動に関する費用

1	出納責任者	29
2	寄附の禁止	30
3	実費弁償及び報酬の額	31
4	選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲	32

資 料

◎	候補者届出書受付後直ちに交付する物品、証明書等の種類	33
---	----------------------------	----

凡 例

法	公職選挙法
令	公職選挙法施行令
市選管	綾部市選挙管理委員会

この「候補者のしおり」は、綾部市議会議員一般選挙の候補者のために、選挙に関して特に注意していただきたいことを取りまとめたものです。この他にも重要な事項がたくさんありますので、関係法令等について十分研究の上、誤りのないようにしてください。

その他詳しくは「地方選挙早わかり」等を参考にしてください。

第1 総括的な事項

1 選挙の主要日程

- (1) 選挙期日の告示 8月23日(日)
- (2) 立候補の届出期間 8月23日(日) 午前8時30分から午後5時まで
(補充立候補届出期限 8月27日(木)まで)
- (3) 投票日時 8月30日(日) 午前7時から午後8時まで(ただし、第19投票所及び第40投票所については、午後7時まで)
- (4) 開票及び選挙会 8月30日(日) 午後9時30分からあやべ・日東精工アリーナで行う予定です。
(開票は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う予定です。なお、選挙立会人の方には、開票立会人を兼ねていただくことになります。)
- (5) 当選人の告示 8月31日(月) 付けで告示します。
- (6) 当選証書の付与 8月31日(月) 午前10時00分から綾部市役所本庁舎3階第一委員会室で行う予定です。

2 選挙長等の職務を行う場所等

- (1) 選挙長及び市選管が行う立候補の届出の受付その他各種届出の受理等は、次の場所で行う予定です。
 - ・立候補の届出の受付
綾部市若竹町8番地の1 綾部市役所 まちづくりセンター1階第1会議室
 - ・立候補の届出の受付以外の事務
綾部市選挙管理委員会事務局(綾部市役所本庁舎2階)
電話 0773-42-4229(直通)
- (2) 選挙長及び同職務代理者は、選挙期日の告示の日に選任の告示をしますが、予定は次のとおりです。

選挙長	中田誠治
同職務代理者	吉崎進

3 選挙運動費用制限額

選挙運動に関する支出の金額は、候補者1人について、一定の方式により算出した額(法定制限額)を超えることができません。今回の選挙における法定制限額は、選挙期日の告示の日に、市選管が告示することになっています。

$$\text{法定制限額} = \frac{\text{告示の日における選挙人名簿登録者総数}}{\text{議員の定数}} \times \text{人数割額} + \text{固定額}$$

(501 円) (220 万円)

(注) 100 円未満の端数があるときは、その端数は100 円とする。

4 選挙に関する届出等の時間

法に基づいて市選管、投票管理者、開票管理者、選挙長に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、土曜日、日曜日の別なく午前8時30分から午後5時までの間に限られます。

5 当選人

選挙会において、有効投票の最多数を得た者から順に定数に達するまでの者を当選人と決定します。ただし、議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票がなければなりません。

なお、当選人を定めるに当たって得票数が同じであるときは、選挙会において選挙長がくじで当選人を定めます。

6 当選証書の付与

選挙会において当選人が決定したときは、市選管は、選挙長の報告に基づき、直ちに当選人に当選の旨を告知するとともに当選人の住所、氏名を告示し、併せて当選人に当選証書を付与します。当選の効力は、この告示をした日から生じます。

なお、当選人が選挙の期日後に、被選挙権を有しなくなれば当選を失い、また、当選人が法律の定めるところにより議員を兼ねることのできない職にある者であるときは、当選した旨の告知を受けた日に、その職を辞したものとみなされます。

また、当選人が地方自治法第92条の2（請負人等となることの禁止）に定める関係をする者であるときは、当選の告知を受けた日から5日以内に、このような禁止の関係を有しなくなったことを市選管に届出をしないと、その当選を失うことになっています。

第2 供託に関する事項

1 供託額

供託額は、候補者1人について、300,000円です。

2 供託の方法

供託は、候補者の届出又は推薦届出をしようとする者が、候補者1人について上記の現金又はこれに相当する額面の国債証書に、供託書を添えて京都地方法務局福知山支局に提出して行ってください。供託は、選挙の期日の告示前であっても、選挙が特定できる限りこれを行うことができます。

この場合、次のことに注意してください。

- (1) 本人届出の場合の供託書には、候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）が記載されていなければなりません。
- (2) 推薦届出の場合には、候補者自身ではなく推薦届出人が供託を行うことになります。

- (3) 推薦届出の場合でも供託書の「供託の原因たる事実」欄には、候補者の本名（戸籍簿に記載された氏名）を記載してください。

このほか注意事項等については、別途配布している「綾部市議会議員一般選挙における供託手続について」をご確認いただくか、京都地方法務局福知山支局（0773-22-1293）にお問い合わせください。

また、オンラインを利用して供託申請を行うことや供託金を電子納付することができます。ご利用方法の詳細につきましては、法務省ホームページを参考にしてください。

3 供託物の没収

供託物は次の場合に没収され、綾部市に帰属します。

- (1) 候補者の得票数が、有効投票の総数を議員定数（18人）で除した数の10分の1の数（以下「供託物の没収点」という。）に達しないとき。

$\frac{\text{有効投票の総数}}{\text{議員定数（18人）}} \times \frac{1}{10}$

- (2) 候補者の届出が取り下げられ、又は候補者が候補者であることを辞退したとき。
- (3) 公務員となったため、候補者であることを辞退したとみなされる場合（法第91条第2項）に該当するに至ったとき。
- (4) 候補者の届出が、被選挙権のない者の立候補の禁止、重複立候補の禁止又は連座の適用による立候補の禁止の規定に該当し、候補者届（候補者推薦届を含む。）を却下されたとき。

4 供託物の返還

供託物は、次の場合に返還の請求をすることができます。

- (1) 直ちに返還を請求することができる場合

- ア 候補者が投票所を開くべき時刻までに死亡したとき。
- イ 法第103条第4項の規定により、候補者の届出が取り下げられ、又は候補者であることを辞退したとみなされるとき。
- ウ 選挙の全部が無効となったとき。

- (2) 選挙及び当選の効力が確定した後、返還を請求することができる場合

- ア 候補者の得票数が、供託物の没収点の数に達するとき。
- イ 無投票当選となったとき。

第3 立候補に関する事項

1 立候補の届出

立候補の届出には、

- (1) 候補者となろうとする者自身が届け出る方法（本人届出）と、
- (2) 選挙人名簿に登録されている者が候補者の承諾を得て届け出る方法（推薦届出）

の二つの方法がありますが、いずれの場合も郵便によることなく、文書で選挙長に届け出なければなりません。

候補者の推薦をしようとする者は、その選挙区内の選挙人名簿に登録されていなければなりませんので、あらかじめ市選管の証明書を取ってください。

なお、立候補の制限を受けている公務員が、候補者となったときは、法第90条の規定により、その届出の日に公務員を辞したものみなされますので注意してください。

本人届出か推薦届出かによって、立候補の届出の書類が次のように違います。

本人届出	推薦届出
① 候補者届出書（本人届出）	① 候補者届出書（推薦届出）
② 供託証明書	② 候補者推薦届出承諾書
③ 宣誓書	③ 選挙人名簿登録証明書（推薦届出者）
④ 所属党派証明書 （無所属の場合は不要）	④ 供託証明書
⑤ 戸籍の謄本又は抄本	⑤ 宣誓書
⑥ 通称認定申請書 （通称認定を求めない場合は不要）	⑥ 所属党派証明書 （無所属の場合は不要）
	⑦ 戸籍謄本又は抄本
	⑧ 通称認定申請書 （通称認定を求めない場合は不要）

注）届出に際しては、届出書の訂正及び交付物品の受領のため、届出者の印鑑を持参してください。

2 立候補の届出の受付要領

立候補の届出は、到着時刻の順によって受け付けますが、到着が同時であるときは、くじによって受付する順序を定めます。

（1）告示日の届出の受付要領

午前8時30分までに到着した者は、これを全て午前8時30分に到着したものとみなし、次のくじの方法によって受付する順序を定め、この順序によって届出を受け付けます。

（2）くじの方法

- ア 第1回 第2回のくじを引く順序を定めるくじ
- イ 第2回 第1回のくじの順序により、立候補届出の受付順序を定めるくじ

3 記載事項の異動届出

候補者届出書及び添付書類の記載事項に異動を生じた場合は、候補者又は推薦届出者は、直ちにその旨を文書により選挙長に届け出てください。

4 辞退の届出

候補者であることを辞退しようとするときは、推薦者による届出の場合であっても候補者本人が立候補の届出を行った日（8月23日）の午後5時までに、文書で選挙長に届け出てください。

なお、辞退しても供託物は返還されません。

5 所属党派証明書の発行権者

政党その他の政治団体に所属する公職の候補者が、立候補の際添付すべき所属党派証明書は、その所属党派の発行権者が発行するものでなければなりません。

住所、氏名については、候補者届出書の住所、氏名と一致するよう注意してください。

6 通称認定申請書の提出

通称使用の申請をしようとするときは、候補者届出書とともに通称認定申請書を添えて提出してください。

通称は、立候補の届出等の告示、新聞広告、選挙公報、投票所内の氏名等の掲示などに、本名に代えて記載され、又は使用されることを求めようとする場合に申請するものですので、候補者が自分で行うもの、例えば選挙運動用のポスター、立札、看板等に通称を記載する場合は申請の必要はありません。

- (1) 戸籍簿に記載された氏名（本名）に代わり広く通用しているものを使用する場合、申請書とともにそのことを証する資料、例えば葉書、名刺、その他呼称として通用している実績を示すことができるものを提出してください。
- (2) 戸籍上の氏名として用いられている漢字をかな書きとして使用する場合でもこの通称認定申請書の提出は必要ですが、資料の提示は不要です。

7 選挙立会人の届出

候補者は、綾部市の選挙人名簿に登録された者の中から本人の承諾を得て、選挙立会人となる者1人を定め、選挙の期日前3日（8月27日）までに、選挙長に届け出ることができます。

この届出は任意ですが、候補者自身が選挙立会人になることはできません。

第4 候補者に交付する物品及び証明書類に関する事項

1 一般的な注意事項

立候補届出受理後、直ちに交付する物品及び証明書類は、紛失、盗難又は毀損のないよう保管に十分注意をしてください。交付を受けた物品や証明書類には、候補者の氏名その他の事項を直ちに記載してください。

あらかじめ交付する物品は、候補者の便宜を図るために選挙運動に必要な各種の届出用紙及び参考書類等を交付するものですので、不足する場合は、適宜複写して使用してください。

2 選挙運動用各種物品等の再交付、返還等

立候補の届出の際に交付を受けた選挙用物品等を紛失し、又は破損したため、再交付を受けようとする場合は、文書で再交付の申請をしてください。

また、選挙終了後は、直ちに市選管に返還してください。

第5 選挙運動に関する事項

1 選挙運動の意義

選挙運動とは、判例によると、「一定の選挙につき一定の候補者を当選させようとして投票を得若しくは得しめるため直接又は間接に必要かつ有利な周旋勧誘若しくは誘導その他諸般の行為をすることを汎称するものであって、直接に投票を得又は得しめる目的をもって周旋勧誘等をする行為のみに局限するものでない。」とされているように、①特定の選挙において、②特定の候補者の当選を得又は得しめるために、③選挙人に働きかける一切の行為であるといえます。

2 選挙運動の期間

選挙運動は、立候補の届出が受理されたときから選挙期日の前日（8月29日）までの間行うことができます。したがって、立候補の届出前の選挙運動（いわゆる事前運動）はできないほか、選挙当日は選挙事務所を設置し、その場所で立札、看板等を掲示すること、選挙運動用ポスターを掲示しておくことを除いては、選挙運動はできません。

3 事前運動の禁止

法は、立候補の届出前におけるいかなる選挙運動も事前運動として一切禁止しています。したがって、特定の候補者のための行為はもとより、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動も事前運動となる場合がありますので注意してください。

4 選挙運動の準備行為

選挙運動は、立候補の届出が受理されたときから始められますが、選挙を有利に導くためには、あらかじめ選挙運動の準備が必要です。

次に例示する行為は、一般選挙人に対して働きかけるものではなく、単に選挙運動に従事する者の内部的な準備行為にとどまる限り、選挙運動ではありませんので、これらの行為を立候補届出前に行うことは許されています。

- (1) 政党等の公認を求める行為
- (2) 選挙事務所借入れの内交渉
- (3) 出納責任者又は選挙運動員就任の内交渉
- (4) 労務者の雇入れの内交渉
- (5) 個人演説会場借入れの内交渉
- (6) 選挙演説を依頼するための内交渉
- (7) 選挙運動用葉書による推薦依頼の内交渉
- (8) 自動車、船舶及び拡声機の借入れの内交渉
- (9) 立札、看板、ポスター等の作製
- (10) 選挙運動資金の調達

ただし、これらの行為であっても、多数の人に内交渉あるいは資金募集をする場合は、その依頼方法等に関連し、投票依頼の目的があるものと判断されることがあります。また、明示、黙示を問わず投票依頼の行為をすれば違反となりますので注意してください。

5 選挙事務所

選挙事務所とは、特定の候補者の選挙運動に関する事務を取り扱う一切の場所的設備のことで、候補者の選挙運動の本拠となるものです。

(1) 設置できる数

候補者1人について、1か所設置することができます。

(2) 設置者

選挙事務所は、候補者又はその推薦届出者でなければ設置することができません。

(3) 設置の届出

選挙事務所を設置したときは、直ちに設置届を市選管に提出しなければなりません。選挙事務所を設置した者が推薦届出者であるときは、設置届のほかに設置について候補者の承諾を得たことを証明する書面を、また、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証明する書面を提出しなければなりません。

(4) 異動（移転、廃止）の届出

選挙事務所を異動したときは、(3)と同じ方法により異動届を提出してください。

なお、選挙事務所は、1日に1回しか移転（廃止に伴う設置を含む。）できません。

(5) 選挙事務所の表示

選挙事務所には、その表示のために、次の文書図画を掲示することができます。

ア 種類

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

イ 規格

(ア) ポスター（選挙運動用ポスターを除く。）、立札及び看板の類は、縦350cm、横100cm（脚部のあるものは脚部の長さを含めたもの）を超えないこと。

（縦を横にすることは自由です。）

(イ) ちょうちんの類は、高さ85cm、直径45cmを超えないこと。

ウ 数量

ポスター、立札及び看板の類は、選挙事務所ごとに通じて3以内、ちょうちんの類は、1個に限られています。

「通じて3」とは「合計3」ということで、例えばポスターを2枚使った場合には、ほかに立札か看板のいずれか1個しか使用できないことになります。

エ 記載内容

これらの文書図画は、記載を全体的にみてその一つ一つで選挙事務所を表示するためのものでなければなりません。したがって、単に政策や政見、候補者の経歴のみを記載したものを掲示することは違反となります。ただし、選挙事務所を表示するためのポスター、立札及び看板の類に付随的に政見等を記載したり、候補者の写真や画像等を貼り付けたりすることは差し支えありません。

オ 掲示の場所

これらの文書図画は、選挙事務所の所在場所に限り掲示することができますが、選挙事務所から離れた場所に掲示することはできません。

(6) 選挙当日の選挙事務所の制限

選挙事務所は、選挙の当日は投票所を設けた場所の入口から300m以内（直線距離で

測る。)の区域には設置することはできません。この区域内にある選挙事務所は、選挙当日は閉鎖するか、区域外に移転(異動届が必要)してください。

選挙事務所を表示するための文書図画は、選挙当日も掲示しておくことができますが、投票所の入口から300mの区域内にあるため閉鎖したときは、選挙事務所を表示するための文書図画は、直ちに撤去しなければなりません。

6 休憩所等の禁止

休憩所その他これに類似する設備(湯呑所、連絡所のようなもの)は、選挙運動のために設けることはできません。

7 選挙運動を禁止されている者

(1) 選挙事務関係者

投票管理者、開票管理者及び選挙長は、在職中その関係区域内において選挙運動をすることはできません。不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません。

(2) 公務員

ア 特定公務員

次に掲げる公務員は、在職中、一切選挙運動をすることができません。

(ア) 選挙管理委員会の委員及び職員

(イ) 裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員及び警察官

(ウ) 収税官吏及び徴税の吏員

イ 一般の公務員

特定公務員のほか、国家公務員及び地方公務員の一般職に属する者については、国家公務員法第102条及び地方公務員法第36条によりそれぞれ、政治的行為の禁止若しくは制限がされています。

なお、公立学校の教育公務員は、教育公務員特例法第18条で国立学校の教育公務員の例により政治的行為が制限されていますので選挙運動はできません。

ウ 公平委員会委員

公平委員会の委員は特別職の地方公務員ですが、地方公務員法第36条の規定が準用されていますので、在職中は当該地方公共団体の区域内では選挙運動はできません。

エ 教育委員会委員

教育委員会の委員は特別職の地方公務員ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条に「政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。」と定められていますので、在職中はいかなる地域においても選挙運動はできません。

8 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

ここにいう「公務員等」とは、国若しくは地方公共団体の全ての公務員(一般職、特別職の別、常勤、非常勤の別を問わない。)又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員及び沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員をいいます。

(1) 公務員等の地位利用による選挙運動の禁止

公務員等がその地位にあるがため、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用するなど職務上の地位と選挙運動又は選挙運動類似行為を結び付けることを禁止しています。

これを例示すると次のとおりです。

- ア 補助金・交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払下げ、契約の締結、事業の実施、許可、認可、検査、監査その他の職務権限を有する公務員等が、地方公共団体、外郭団体、請負業者等の関係団体や関係者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。
- イ 公務員等が部下又は職務上の関係のある公務員等に対し、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用すること。
- ウ 官公庁の窓口で住民に接する職員や世論調査等のため各戸を訪ねる職員が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかけること。

(2) 公務員等の地位利用による選挙運動類似行為の禁止

公務員等は、その地位を利用して選挙運動をすることが禁止されていますが、更に候補者等を推薦したり、支持したり、又は反対する目的で、また、候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）である公務員等が候補者として推薦され、支持される目的をもってする次のような選挙運動類似行為は、公務員等の地位利用による選挙運動とみなされ、禁止されています。

- ア その地位を利用して、候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人にこれらの行為をさせること。
- イ その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人にこれらの行為をさせること。
- ウ その地位を利用して後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、その後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人にこれらの行為をさせること。
- エ その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人にこれらの行為をさせること。
- オ 候補者等を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し出、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、その申出又は約束した者に係る利益を与え、又は供与することを約束すること。

9 教育者の地位利用による選挙運動の禁止

教育者（学校教育法に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員）は、学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。

教育上の地位を利用する選挙運動とは、教育者がその教育上の地位に伴って有する児童、生徒、学生に対する影響力を利用して行う選挙運動をいい、直接、児童、生徒等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの者の保護者、あるいはPTA等に働きかける場合もこれに該当し禁止されています。

10 年齢満18歳未満の者の選挙運動の禁止

年齢満18歳未満の者は、一切選挙運動をすることはできません。また、これらの者を使用して選挙運動をすることも禁止されています。

しかし、18歳未満の者であっても、例えば単に選挙事務所において文書の発送に当たるとか、湯茶の接待に当たるとか、物品の運搬に従事するというような単純かつ機械的な労務については、使用することが許されています。

11 選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止

選挙犯罪又は政治資金規正法違反の罪により刑に処せられたため、選挙権及び被選挙権が停止中の者は、その停止されている期間中、選挙運動をすることはできません。

12 戸別訪問の禁止

何人も、選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、又は投票を得させないように依頼したりするような行為は、戸別訪問として全て禁止されます。さらに戸別訪問に類似する次のような行為も戸別訪問とみなされます。

- (1) 選挙運動のために、戸別に演説会の開催又は演説を行うことについて告知する行為
- (2) 選挙運動のために、戸別に特定の候補者の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩く行為

13 署名運動の禁止

何人も、選挙に関し、投票を得る目的、得させる目的又は得させない目的をもって選挙人に対し署名運動をすることはできません。

14 人気投票の公表の禁止

何人も、選挙に関する事項を動機として、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表することはできません。

15 飲食物の提供禁止

何人も、選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても原則として禁止されます。いわゆる陣中見舞として、第三者が候補者等に飲食物を提供する場合も禁止されます。

ただし、次のものを提供することは認められています。

- (1) 湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子

ア 茶菓子の範囲

「湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子」とは、例えばせんべい、まんじゅう等いわゆる「お茶うけ」程度のものをいうとされています。酒、ビール、サイダー、サンドイッチのようなものは菓子ではないから提供することができません。

また、菓子であっても高価な菓子はここにいう菓子には含まれません。

イ 提供の相手方

提供することのできる相手方については原則として制限がありません。運動員、労務者に対してはもちろん、陣中見舞に来た人に提供することも、選挙人が陣中見舞に持参しても差し支えありません。しかし、あまりに多量に提供したり、選挙人に無制限に提供したりすると買収又は利益供与となることがありますので注意してください。

ウ 実費弁償との関係

お茶うけ程度の菓子を運動員に提供しても、その運動員が外出して茶菓子を飲食した場合に、更に実費弁償として1日につき1,000円以内の茶菓料を支給することができます。

労務者については、茶菓子を提供してもこの額を報酬のうちから差し引く必要はありません。ただし、労務者が外出して茶菓子を飲食しても実費弁償として茶菓料を支給することはできません。

エ 選挙運動費用との関係

運動員、労務者又は陣中見舞に来た人に提供した湯茶、菓子の経費は、全て選挙運動費用の中に加算しなければなりません。また、陣中見舞として菓子等をもらったときは、その時価に相当する額の寄附を受けたことになり、更にこれを飲食に供したときは、その金額だけ支出したものとして計上しなければならないことになっています。

(2) 選挙事務所において食事するために提供する弁当

ア 提供する相手方

運動員及び労務者に限って提供できます。したがって、陣中見舞に来た選挙人等には提供できません。

イ 提供することができる期間

立候補の届出後から投票日の前日までの間（すなわち選挙運動の期間中）に限られます。したがって、立候補の届出前又は投票日には弁当は提供できません。

ウ 提供できる弁当の額

提供できる弁当の額は、運動員又は労務者1人に対し市選管が法第197条の2の基準に従って定めた弁当料の額（1食につき1,500円、1日につき4,500円）以内のものに限られます。

エ 提供できる弁当の数

提供できる弁当の数は、候補者1人当たり1日15人分（45食分）に、選挙期日の告示日（8月23日）から投票日の前日（8月29日）までの期間の日数（7日間）を乗じて得た範囲（3食×15人×7日間＝315食分）に限られます。

この弁当の数は、遅れて立候補した者でも同数だけ提供できます。また、弁当1個当たりの額が安価であっても、期間を通じて315食分を超える弁当を提供することは許されません。

しかし、この範囲内であればどのような配分によって提供しても自由ですから、序盤戦の間は提供せず終盤戦に入ってから一度に提供しても、初めから3食ずつ、あるいは期間を通じて夜食のみ提供しても、要するに315食分（ただし、1人に提供できる弁当の額の制限があります。（前記ウ参照））の範囲内であればよいことになっています。

オ 弁当提供の方法

運動員及び労務者に提供する弁当は、それらの者が選挙事務所で食事するために提供する場合及び選挙事務所以外で食事するために携行する場合に限り、選挙事務所において提供することができます。したがって、運動員や労務者を食堂、飲食店に連れて行って弁当を提供することはできません。

カ 弁当の提供と実費弁償及び報酬との関係

運動員に弁当を提供した場合は、その者に支給することができる実費弁償の上限額（１日についての弁当料の上限額４，５００円）から、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額を超えて実費弁償をすることはできません。

また、労務者に弁当を提供した場合は、その者に支給することができる報酬の上限額から、提供した弁当の実費に相当する額を差し引いた額を超えて報酬を支給することはできません。

キ 提供した弁当と選挙運動費用との関係

運動員及び労務者に提供した弁当に要した費用は、全て選挙運動費用に加算されます。

１６ 氣勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のため自動車を連ねたり、又は隊伍を組んで往来したりすること、サイレンを吹き鳴らすこと等によって氣勢を張る行為をすることはできません。

１７ 連呼行為の禁止

何人も、選挙運動のため連呼行為をすることはできません。ただし、個人演説会場若しくは街頭演説（演説を含みます。）の場所又は午前８時から午後８時までの間で、選挙運動のために使用する自動車又は船舶の上においてする場合を除きます。

１８ 自動車、船舶及び拡声機の使用制限

（１）自動車、船舶の使用制限

候補者１人について、選挙運動用自動車１台又は船舶１隻のどちらかに限り、主として選挙運動のために使用することができます。

（２）選挙運動のために使用することのできる自動車

乗車定員１０人以下で車両総重量３．５トン未満のもの

（３）自動車、船舶使用の手続

選挙運動用自動車又は船舶には、立候補の届出の際、市選管から交付する表示板をその使用中、常に前面の見やすい所に掲示しておかなければなりません。

（４）選挙運動のために使用する文書図画（ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類）の自動車への掲示

選挙運動用自動車の屋根又は外周にポスター、看板の類などの文書図画を取り付けて掲示することについては、次のとおりです。

ア その方法によっては、文書図画の選挙運動用自動車への取付け又は掲示が、「乗車若しくは積載のために設備された場所以外の場所に積載」したことに当たる（道路交通法（以下「道交法」という。）第５５条第１項）場合があります。したがって、この場合には、

道交法第56条第1項の規定による出発地警察署長の許可（以下「設備外積載の許可」という。）を受けなければなりません。

イ 選挙運動用自動車の外周に紙、布又はこれに類する材料を用いて製作した文書図画を貼り付け、又は巻き付けるなどの方法で掲示する場合には、設備外積載の許可はいりません。

ウ 写真、ポスターなどを後部ウインドーガラスに貼り付けるなどして後写鏡の効用を失わせるおそれがある場合は、運転者の遵守事項（京都府道路交通規則（以下「府規則」という。）第12条）違反となる場合があります。

（注）自動車の屋根などに看板などの物品積載装置を取り付ける場合については、道路運送車両法第67条の自動車検査証の記載事項の変更の場合と、設備外積載の許可扱いとする場合とに分けられますが、その判断基準は、おおむね次のとおりです。

① 自動車検査証の記載事項の変更

屋根上などに溶接などにより物品の積載装置を恒久的に取り付けたような場合

② 設備外積載の許可

屋根上などに設けた物品の積載装置が、選挙運動期間中のみであるなど臨時的なものであり、かつ、その設備が随意に分解、折りたたみ又は取り外しができる場合

（5）選挙運動用自動車に掲示することができる文書図画の規格と数量

	規 格	数 量
ポスター、立札、看板の類	縦 273 c m 以内×横 73 c m 以内	制限なし
ちょうちんの類	高さ 85 c m 以内×直径 45 c m 以内	1 個

なお、設備外積載の許可申請に当たっては、危険防止のため、次の制限があることに注意するとともに、看板などの転落防止その他の危険防止についても必要な措置をとってください。

ア 高さ

自動車の屋根に看板等を積載した場合の地上からの高さの最高は、次のとおりです。

	普通自動車	小型自動車	軽自動車	二輪自動車
地上からの高さの最高	3.8m（※一部を除く。）		2.5m	2 m

※府規則第9条の2に規定するもの

また、法に定められた看板等（縦 273 c m 以内、横 73 c m 以内）は、この高さを超えないよう必ず横向きに積載してください。

イ 幅

二輪の自動車を除き、車体の幅を超えることは認められません。

ウ 長さ

自動車の屋根から前方及び後方へ突き出すことは原則として認められません。ただし、前方及び後方に看板等を取り付けた場合、やむを得ず若干はみ出すものについては、この限りではありません。

エ 選挙運動用自動車の看板等を電光などにより照明するため灯火を用いる場合において、道路運送車両の保安基準第42条の規定により禁止されている灯火は次のとおりです。

区 分	禁 止 の 内 容	
取付けが禁止されている灯火	○ 灯火の色が赤色である灯火 ○ 点滅する灯火又は光度が増減する灯火 ○ 光度が300カンデラを超える灯火（看板等のみ照明する灯火などの走行中に使用しない灯火を除く。） ○ 灯火の直射光又は反射光がその自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるもの	
部分的に取付けが禁止されている灯火	自動車の前方部分	○ 自動車の前面ガラスの上方に備え付けた灯光の色が青紫である灯火 ○ 自動車の前面ガラスの上方に備え付けた灯光の色が速度表示装置の速度表示灯（黄緑色）と紛らわしい灯火
	自動車の後方部分	○ 後方を照射し、又は後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で照明部の上縁が地上2.5m以下に備え付けたもの ○ 後方を照射し、又は後方に表示する灯光の色が白色である灯火

なお、反射光の色が赤色又は白色である反射器であって、赤色にあつては前方に、白色にあつては後方に表示するものは備えられません。

オ 記載の内容等

記載内容については制限がないので、候補者の氏名、選挙の種類、所属政党名のほか、身分（職業）、政見、経歴を記載することや写真を表示することも自由です。

なお、これらのポスター、立札、看板の類は、自動車又は船舶を主として選挙運動のために使用することをやめたときは、直ちに撤去しなければなりません。

（６）選挙運動用自動車に対する通行禁止の除外

府規則第5条の3の規定により、公安委員会が行っている交通規制のうち、通行の禁止の対象から除かれています。一方通行及び直進、右折又は左折の禁止については除かれていませんので注意が必要です。

（７）選挙運動用自動車の駐（停）車禁止の除外

ア 公安委員会が指定した駐車禁止場所については、府規則第6条の5の規定により、選挙運動用自動車は、規制の対象から除かれています。

イ 法定の停車及び駐車を禁止する場所（道交法第44条第1項）及び法定の駐車を禁止する場所（道交法第45条）においては、選挙運動用自動車であっても除外されていません。

（８）街頭演説などに伴う道路使用許可の免除

街頭演説などで道路を使用する場合においては、府規則第14条の規定により所轄警察署長の許可を受けるのが原則ですが、同条ただし書により選挙運動の特殊性を考慮して許可を受けなくてもよいものとされています。

（９）シートベルトの装着義務の免除

選挙運動用自動車の運転者及び助手席や後部座席などに乗車する候補者や運動員については、シートベルトの装着義務が免除されています。

なお、選挙運動に当たらない用務等については、免除されません。

(10) 自動車以外の諸車の使用

自動車以外の諸車、すなわち自転車（原動機付のものを含まず。）そり、荷車、リヤカー等の使用については、なんら制限もなく、自由に使用できます。しかし、立札、看板、ポスター等を取り付けて使用することはできません。

(11) 拡声機

ア 拡声機の数

選挙運動のため常時どこでも使用できる拡声機は、候補者1人について1そろいに限ります。このほか、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に1そろいを使うことができます。同時に2か所なり3か所なりで個人演説会を開催するときもそれぞれの会場で1そろいずつ使用できます。

イ 拡声機1そろいの意義

通常は、マイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置をいいます。しかし、演説会場で1個のマイクに2個程度のスピーカーが設備される場合であっても、通常の使用方法として必要と認められる限り、拡声機1そろいと考えられます。

なお、テープレコーダーのように肉声以上の音響を発するものは拡声機とみなされます。また、マイク・スピーカー・増幅装置が一体となった電気メガホン、ハンドマイク等の携帯用のものも拡声機に含まれ、1台で1そろいとなります。

ウ 拡声機の使用手続

主として選挙運動のために使用する拡声機には、立候補の届出の際に市選管が交付する表示板を拡声機の送話口の下部等外から見やすい場所に、使用中常時掲示しておかなければなりません。

なお、個人演説会や、いわゆる幕間演説の開催中使用する拡声機には、表示を要しません。

19 自動車の乗車制限

選挙運動用の自動車に乗車する者については、次の制限があります。

(1) 乗車することができる人数

自動車には、候補者、運転手（1人に限ります。）のほか4人まで乗車することができます。

(注) 道交法第57条第1項により、乗用自動車の定員外乗車の許可はできないことになっているため、法では候補者、運転手を含めて6人まで乗車することができますが、道交法によりその自動車検査証に記載された乗車定員を超えることができません。

しかし、貨客兼用車等であって、乗車定員を増やすことのできる余地のある車両については、道路運送車両法第67条の規定により、構造等変更検査（乗車定員の変更）の手続をとることは可能です。

(2) 腕章の着用

自動車に乗車する者で、候補者、運転手以外の者は、立候補の届出の際に市選管の交付する腕章を着用しなければなりません。

この腕章は、自動車と船舶の両方に共通で、立候補の届出を受理したときに4枚交付します。

20 車上の選挙運動の禁止

何人も選挙運動用自動車の上では選挙運動をすることができませんが、次のことは許されています。

- (1) 停止した選挙運動用自動車の上で選挙運動のための演説をすること。この演説が街頭で行われるときは街頭演説となり、街頭演説の規制を受けることになります。(31 街頭演説を参照してください。)
- (2) 選挙運動用自動車の上において選挙運動のための連呼行為をすること。したがって、自動車走行中は、候補者や乗員用の腕章を着用した者であっても連呼行為のほかは選挙運動をすることはできません。(17 連呼行為の禁止を参照してください。)

21 選挙運動用通常葉書

選挙運動のために使用する通常葉書(選挙運動用通常葉書)は、候補者1人について2,000枚頒布することができます。この通常葉書は、公費負担とされています。ただし、印刷費、筆耕料などは選挙運動費用に加算されます。

(1) 葉書入手の方法

選挙運動用通常葉書を入手する方法は、立候補の届出の際、選挙長の発行する「候補者用通常葉書使用証明書」を選挙運動期間中に、日本郵便株式会社綾部郵便局に提出して選挙用の表示のしてある通常葉書の交付を受けてください。

(2) 私製葉書の使用

(1)の通常葉書を用いず、手持ちの私製葉書を立候補の前にあらかじめ印刷しておくことはできますが、これを使用するときは、(1)の「候補者用通常葉書使用証明書」とともに日本郵便株式会社綾部郵便局に提出してください。(郵便局はこれに選挙用の表示をすることになっています。)

なお、この場合、葉書の購入経費又は作成経費は候補者自身の負担となります。

(3) 葉書の使用の方法

選挙運動用通常葉書は、候補者自身が使用することはもちろん第三者に依頼して、その人が推薦文を記載しても差し支えなく、また、その記載内容についても制限がありません。したがって、政見、投票依頼、個人演説会の開催通知等のために使用することもできます。

1枚の葉書のあて名に数人の選挙人の氏名を連記することは、それが同一世帯内にある選挙人数名の氏名を連記する等、通常の方法による場合は差し支えありませんが、隣近所等数人の選挙人に連名で出したり、何々会社御中あるいは何々会社御一同様等と記載したりして、葉書の内容が回覧、掲示等特別の伝達方法によらなければ選挙人に了知し得ないものであるときは許されません。

また、2人以上の候補者が連名で1枚の葉書を使うことも差し支えありませんが、この場合は、各候補者についてそれぞれ1枚として計算されますので注意してください。

(4) 葉書の発送

(1)及び(2)の選挙用の表示を受けた通常葉書を発送するときは、「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて、郵便物の配達事務を取り扱う郵便局の窓口差し出してください。この葉書を郵便によらず使送によったり、あるいは路上等で選挙人に手渡す等の方法で配布することはできません。

(5) 書き損じた場合

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、又は書き損じ、若しくは毀損した場合は、その枚数だけ別の通常葉書を使用することができます。この場合は、書き損じ、又は毀損した葉書と引換えに、先に葉書の交付又は表示を受けた郵便局で選挙用である旨の表示を受けなければなりません。なお、このとき提出した書き損じ等の葉書は、選挙運動の期間中郵便局で保管されることになっています。

(6) 譲渡の禁止

候補者が交付を受けた選挙運動用通常葉書を他人に譲渡することは禁止されています。また、候補者を辞退した場合等は、返還しなければなりません。

2.2 選挙運動用ビラ

選挙運動のために使用するビラは、候補者1人について、市選管に届け出た（届出に当たっては、1種類につき2枚のビラを添付してください。）2種類以内のビラを4,000枚頒布することができます。また、作成に係る費用は公費負担となっています。

(1) ビラの規格

ビラの大きさは、長さ29.7cm以内、幅21cm（A4判）以内となっています。

(2) ビラの記載内容

ビラの記載内容については、制限がないことから、個人演説会の告知や政見の宣伝や直接投票依頼のためなどに使用できます。ただし、虚偽事項、利害誘導等の罰則に触れるようなことは記載できません。両面印刷、色刷り、紙質については、制限がありません。

ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の氏名及び住所（印刷者が法人であるときは名称及び所在地）を記載しなければなりません。

(3) 証紙の貼付

ビラには、立候補の届出の際に市選管が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。

(4) 頒布方法

選挙運動用ビラはどこで配ってもよいというものではなく、次のような頒布方法に限られています。

ア 新聞折込による頒布

イ 候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

したがって、ビラを郵送したり、戸別に訪問して配ったり、道路や電車の中などで、たまたま出会った知人等に投票の依頼をするなどいわゆる個々面談の際に配るようなことはできません。また、街頭演説の場所以外の街頭で通行人に配ったり、個人演説会の会場外で配ったりすることもできません。

(5) 証紙の返還・譲渡の禁止

市選管から交付を受けた証紙は、他人に譲渡することはできません。また、候補者が立候補を辞退したときや未使用分については返還しなければなりません。

2 3 ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画

候補者のみならず候補者以外の者も、ウェブサイト等を利用する方法（＝インターネット等を利用する方法による選挙運動（以下「インターネット選挙運動」という。）のうち電子メールを利用する方法を除いたもの）により、選挙運動用文書図画を頒布することができます。

＜利用できる具体例＞

- ・ ウェブサイト（いわゆるホームページ）
- ・ ブログ・掲示板
- ・ X、Facebook、LINE、InstagramなどのSNS
- ・ 動画共有サービス・動画中継サイト（YouTube、Zoom、TikTok、ニコニコ動画等）

ただし、従来より選挙運動を禁止されている者、すなわち、選挙事務関係者、特定公務員（裁判官、検察官、警察官等）、年齢満18歳未満の者並びに選挙犯罪により選挙権及び被選挙権を有しない者については、インターネット選挙運動も禁止されています。

また、ウェブサイト等に掲載された文書図画を紙に印刷して頒布することができないほか、法で禁止されている行為（例：事前運動、署名運動及び人気投票の公表等）は、インターネット選挙運動においても禁止されています。

（1）選挙運動用ウェブサイト等への表示義務

ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、その文書図画に「電子メールアドレス、返信用フォームのURL、Xのユーザー名等のその者に直接連絡をする際に必要となる情報」を表示しなければなりません。

（2）選挙当日の制限

ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙の当日もそのままにしておくことができます。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、選挙の当日は更新できません。

（3）候補者ウェブサイト等のアドレスの届出

候補者は、立候補届出の際に、一のウェブサイト等のアドレスを市選管に届け出ることができます。

市選管は、受け付けたウェブサイト等のアドレスを告示し、市ホームページへの掲載及び報道機関への提供を行います。

2 4 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画

選挙運動用電子メールは、候補者に限り送信することができます。したがって、候補者以外の第三者の選挙運動用電子メールの送信については禁止され、候補者から送られてきた選挙運動用電子メールを転送することはできません。

また、送信されてきた選挙運動用電子メールを紙に印刷して頒布することもできません。

（1）送信主体と対象

候補者が送信できる選挙運動用電子メールは候補者自身のための選挙運動である場合に限られています。

（2）送信先の制限

選挙運動用電子メールは、次の送信対象者に対して、それぞれ次の電子メールアドレス

宛に、送信できることとされています。

	送信対象者	送信対象電子メールアドレス
①	あらかじめ、候補者に対して、 ア 選挙運動用電子メールの送信を求めた者 イ 選挙運動用電子メールの送信に同意した者 上記ア、イの者で、送信先電子メールアドレスを候補者に自ら通知した者に限る。	選挙運動用電子メール受信者 自らが候補者に通知した電子メールアドレス
②	候補者の政治活動用電子メール（政治活動用のメールマガジン等）を継続的に受信している者（その受信用の電子メールアドレスを候補者に自ら通知した者に限り、かつ、その後に政治活動用電子メールの送信を拒否した者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信の通知を受け、拒否しなかった者	政治活動用電子メール受信者 自らが候補者に通知していたその受信用の電子メールアドレス（選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレスを除く。）

（３）記録の保存義務

候補者は、次のア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに定める事実を証する記録を保存しなければなりません。

ア （２）の①に掲げる者に対し送信をする場合

- ・ 受信者が電子メールアドレスを候補者に対し自ら通知したこと。
- ・ 受信者から選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと。

イ （２）の②に掲げる者に対し送信をする場合

- ・ 受信者が電子メールアドレスを候補者に対し自ら通知したこと。
- ・ 候補者が継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。
- ・ 候補者が選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

（４）電子メールアドレス等の表示義務

候補者が選挙運動用電子メールを送信する場合は、その送信する電子メールに以下の事項を表示しなければなりません。

ア 選挙運動用電子メールである旨

イ 候補者の氏名又は名称

ウ 候補者に対し送信拒否通知を行うことができる旨

エ 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

２５ 選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

選挙運動のための有料インターネット広告については、以下のとおり禁止されています。

ア 候補者の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告

イ アの禁止を免れる行為としてなされる、候補者の氏名・名称又はこれらの類推事項を表示した、選挙運動期間中の有料インターネット広告

ウ 候補者の氏名・名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした選挙運動期間中の有料インターネット広告

2 6 文書図画の掲示

(1) 掲示できる文書図画

選挙運動のために使用する文書図画は、ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター及び次に該当するもののほかは掲示することができません。

ア 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類（５選挙事務所（５）の項を参照してください。）

イ 選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、看板及びちょうちんの類（１８自動車、船舶及び拡声機の使用制限（５）の項を参照してください。）

ウ 候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

候補者が着用している限り、数、規格、記載内容には制限がありません。

エ 個人演説会場において、その開催中使用するポスター、立札、看板、ちょうちん及び映写等の類

ポスター、立札及び看板の類は、会場内は数に制限はありませんが、会場外は各会場ごとに通じて２以内に限られ、ちょうちんは会場内又は会場外に１個しか掲示できません。また、会場内においては、映写等の類を掲示することができます。なお、規格については、上記イと同様の制限がありますから注意してください。また、その表面に掲示責任者の住所、氏名を記載してください。

(2) 掲示できない文書図画

選挙運動のため、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等を行うことは禁止されています。（個人演説会の開催中、その会場内において掲示する映写等を除く。）

また、選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。）の類を、多数の者に回覧することも禁止されています。

(3) 文書図画の撤去義務

選挙事務所を廃止したとき、自動車又は船舶を主として選挙運動のために使用することを止めたとき、若しくは演説会が終了したときは、これらのために掲示したポスター、立札、看板及びちょうちん及び映写等の類は、直ちに撤去しなければなりません。

2 7 選挙運動用ポスター

(1) ポスターの枚数

候補者１人について２３２枚です。

(2) ポスターの規格

タブロイド版（長さ４２cm以内、幅４０cm以内）を超えてはなりません。

(3) ポスターの記載内容

ア ポスターの表面に、掲示責任者の住所、氏名及び印刷者の住所、氏名（法人にあってはその所在地と名称）を記載しなければなりません。

イ ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないものとされています。このポスターには、政策の宣伝や直接投票を依頼するためなどに使用することができますが、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、いやしくもポス

ター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこととなっています。

また、ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者には罰則が設けられています。虚偽事項など罰則に触れるようなことは記載できませんので、そのような内容を記載しないでください。

(4) ポスターの掲示箇所

ポスターの掲示場は、232か所に設置します。選挙運動用ポスターは、ポスター掲示場ごとに候補者1人につきそれぞれ1枚に限り、定められた区画に掲示するほかは、掲示することができません。

(5) 選挙当日における取扱い

選挙運動用ポスターで、選挙運動の期間中適法に掲示したものについては、選挙の当日においても掲示しておくことができます。

28 文書図画の頒布、掲示の脱法行為の禁止

選挙運動期間中は、「21 選挙運動用通常葉書」、「22 選挙運動用ビラ」、「23 ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画」、「24 電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画」及び「26 文書図画の掲示」で述べた文書図画以外は頒布（文書図画を記録したDVDやUSBメモリ等の頒布を含む。）し、又は掲示することはできません。

(1) 禁止を免れる行為

何人も、選挙運動期間中は著述、演芸等の広告その他いかなる名義をもってするを問わず、文書図画の頒布又は掲示の禁止を免れる行為として候補者の氏名若しくはシンボル・マーク、政党その他の政治団体の名称又は候補者を推薦し、支持し、若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができません。

(2) 禁止を免れる行為とみなされるもの

選挙運動期間中、候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は候補者の推薦届出者その他選挙運動に従事する者若しくは候補者と同一戸籍内にある者の氏名を表示した年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似するあいさつ状（新聞広告を含む。）を選挙区内に頒布したり、掲示したりすることは、脱法文書とみなされて、選挙運動の目的の有無にかかわらず禁止を免れる行為とみなされますので十分注意してください。

類似するあいさつ状としては、転任あいさつ状、退任あいさつ状はもとより、開店あいさつ状のように、社会通念としてごく通常と考えられるものも含まれます。

29 文書図画に記載・表示されているバーコード、QRコード等

文書図画にバーコードその他これに類する符号（QRコード（※）等）が記載・表示されている場合における法の適用については、後述の法定記載事項を除き、その読取り後の表示事項が当該文書図画に記載・表示されているものとされます。

したがって、当該バーコード、QRコード等の読取り後の表示事項に選挙運動性があれば、その文書図画自体が選挙運動用文書図画となります。

なお、バーコード、QRコード等の読取り後の表示事項が、法上、文書図画に記載すべき

こととされている事項（法定記載事項）であるときは、法の適用については、その読取り後の表示事項は当該文書図画に記載・表示されていないものとされていますので、法定記載事項をバーコード、QRコード等により文書図画に記載・表示することは認められていません。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

3 0 新聞広告

選挙運動期間中、いずれかの新聞に立候補の届出の際交付する「新聞広告掲載証明書」を希望する新聞社に提出して2回に限り、選挙に関して新聞広告をすることができます。掲載広告の寸法は、候補者1人について横9.6cm以内、縦2段組以内、記事下、黒色刷です。この広告を掲載した新聞は、新聞販売業者が通常の方法で頒布でき、また、新聞紙を掲示することを常例としている場所に限り掲示することができます。

この新聞広告は、選挙運動期間中に限定されていますから、選挙当日購読者に到達するような新聞広告の掲載が行われないよう注意してください。

3 1 街頭演説

(1) 街頭演説の方法

ア 演説者がその場所にとどまっていること。

街頭演説は、候補者はもとより第三者が候補者のために演説することも自由ですが、演説は必ず止まってしなければならないので、標旗で表示していると認められる一定の場所のほかに移動して演説することは許されません。

したがって、道路を歩きながらする演説や、走行する自動車や自転車等の上からする演説、すなわち「流し演説」は禁止されますが、とどまって標旗の下でする場合は、車上であっても路上であっても差し支えありません。なお、第三者が演説を行う場合は、候補者はその場所に現存する必要はありません。

イ 標旗を掲げていること。

街頭演説を行う場合には、市選管から立候補の届出の際交付を受けた標旗（1本）を掲げていなければなりません。

ウ 街頭演説に従事する運動員

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人（候補者及び選挙運動用自動車の運転手1人を除く。）を超えてはなりません。

エ 腕章の着用

街頭演説に従事する者は、候補者及び運転手を除き、市選管から立候補の届出の際交付を受けた乗員用の腕章（4枚）又は街頭演説用の腕章（11枚）を着用しなければなりません。

オ 録音盤の使用

街頭演説では、録音盤を使用して演説することができます。この場合、録音盤を操作している者は、街頭演説に従事する者の数に加えられますが、録音盤の吹込者（不在の演説者）は、その数には含まれません。また、録音盤を使用する際に拡声機を用いる場合は、表示板を付けた拡声機でなければなりませんので注意してください。

カ 街頭演説での文書図画の使用禁止

街頭演説をする場所では、選挙運動用ビラを頒布することはできますが、その候補者の演説であることや、候補者の政見等を示すために、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は一切使用することはできません。しかし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けてあるポスター、立札、ちょうちん及び看板の類はそのまま差し支えありません。

キ 街頭演説での連呼

街頭演説をする場合には、その場所で街頭演説の一部として連呼することは差し支えありません。

(2) 街頭演説の制限

街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限り行うことができます。

なお、街頭演説を行う者は、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては静穏を保持するとともに、長時間にわたり同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければならないことになっています。

3 2 幕間演説、個々面接、電話による選挙運動

(1) 幕間演説

映画、演劇等の幕間、青年団、婦人会等の集会、会社等の休憩時間に、たまたまそこに集まっている者を対象にして、候補者、選挙運動員又は第三者が選挙運動のための演説（いわゆる幕間演説）をすることは、わざわざ選挙運動のために聴衆を集めてする演説会と異なり、また街頭演説ともならないので自由に行えるとされています。

(2) 個々面接

個々面接とは、単に社交的儀礼の範囲に属するあいさつ行為で、街頭あるいはバス、電車等の中で、たまたま知人等に会ったときにその機会を利用して選挙運動をすることをいうものです。したがって、候補者や運動員等が選挙人の住所や事務所等に出向いて投票を依頼する戸別訪問とは区別されており、戸別訪問に該当しない限度でなされる限り禁止されていません。

(3) 電話による選挙運動

電話による選挙運動は、法律上制限されていないので全く自由です。ただし、候補者、総括主宰者、出納責任者等選挙運動の重要な地位を占める人達から計画的に電話による選挙運動を指令されたような場合は、電話料等の費用は、選挙運動用費用に算入しなければならないことに注意してください。

(4) 個々面接、電話による選挙運動の制限

個々面接、電話による選挙運動は、自由に行うことができますが、選挙運動を禁止されている者又は選挙運動のできる期間以外（立候補の届出の前又は投票日当日）に行うことは違反となりますから注意してください。

3 3 選挙運動放送の制限

何人も、法に規定する場合を除く外、放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して選挙運動のために放送をし、又は放送をさせることはできません。

3 4 特定の建物及び施設における演説等の禁止

次に掲げる建物又は施設においては、(1)に掲げる建物において公営施設使用の個人演説会を開催する場合以外は、いかなる名義をもってするを問わず選挙運動のためにする演説及び連呼行為を行うことができません。

- (1) 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物（公営住宅を除く。）
- (2) 汽車、電車、バス、船舶（主として選挙運動に使用する船舶を除く。）及び停車場その他鉄道地内
- (3) 病院、診療所その他の療養施設

3 5 選挙期日後のあいさつ行為の禁止

何人も、選挙期日（無投票当選の場合は無投票の旨の告示の日）後において、当選又は落選に関して、選挙人にあいさつする目的をもって次の行為をすることは禁止されていますので注意してください。

なお、法第152条によりあいさつを目的とする有料広告は選挙運動期間に関係なく常時禁止されています。

- (1) 選挙人に対して戸別訪問をすること。
- (2) 自筆の信書及び当選又は落選に関する祝辞、見舞等の答礼のためにする信書並びにインターネット等を利用する方法により頒布される文書図画を除き、文書図画を頒布し、又は掲示すること。
- (3) 新聞紙又は雑誌を利用すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。
- (6) 自動車を連れ、又は隊を組んで往来する等、氣勢を張る行為をすること。
- (7) 当選したお礼に、当選人の氏名又は政党その他の政治団体の名称を言い歩くこと。

第 6 選挙公営に関する事項

1 選挙運動用自動車の使用の公営

選挙公営のしおりで説明します。

2 選挙運動用ポスターの作成の公営

選挙公営のしおりで説明します。

3 選挙運動用ビラの作成の公営

選挙公営のしおりで説明します。

4 個人演説会

個人演説会は、候補者の政見の発表や投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会ですが、この個人演説会には、公営施設を使用して開催する個人演説会と、その他の施設を使用して開催する個人演説会があります。

この両方で相違する点は、公営施設を使用する場合は、市選管に開催しようとする日前2

日までに開催の申出をしなければなりません、その他の施設を使用するときは、その施設の管理者と交渉してその承諾を得れば自由に開催できることです。

(1) 個人演説会の開催手続

ア 公営施設を使用する場合

(ア) 公営施設の範囲等

使用できる施設は、学校、公民館及び地方公共団体が管理する公会堂等のほか、市選管が指定する施設です。これらの施設については、その管理者において演説会の開催に必要な設備（照明設備、演壇、聴衆席等）をしなければならないことになっており、その施設の使用については、候補者1人について同一施設ごとに1回に限り無料です。したがって、2回目からはあらかじめ費用（使用料）を納付しなければ使用することができません。

なお、これらの施設を使用する時間は、無料の場合も有料の場合も1回について準備、後片付けを含み5時間以内とされていることに注意してください。

(イ) 公営施設使用の手続

公営施設を使用して個人演説会を開催しようとする候補者は、無料の場合も有料の場合も個人演説会開催申出書により告示日以後、開催しようとする日前2日までに市選管に申し出なければなりません。

また、同一の施設については、同時に2回以上の個人演説会の開催の申出をし、又は既に申し出た使用の日を経過しない間において、新たな申出をすることはできません。

(ウ) 使用申出の撤回

使用を許可された施設を、演説会を開催しようとする日前2日までに、これを使用しない旨を申し出た場合に限り、その使用の申出はなかったものとなります。

したがって、その後更に同一施設を使用して演説会を開催しようとする申出をする場合は、開催日前2日までのときは、自由に使用の申出をすることができます。

なお、演説会の開催日の前日又は当日に使用しない旨を申し出た場合は受理されませんが、その施設を使用した取扱いになります。

イ 公営施設以外の施設を使用する場合

公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催しようとするときは、前述のとおり、候補者は施設の管理者と交渉し、その承諾を得て開催することができます。

1回当たりの使用時間についても制限はありません。

(2) 個人演説会の演説者

個人演説会では、演説者については何らの制限也没有。したがって、候補者本人はもとより、候補者以外の者でも演説することができます。また、テープレコーダー等の録音装置を使用して、不在の候補者や応援者の演説を聞かせることも差し支えありません。

(3) 個人演説会の周知

個人演説会の開催の周知は、候補者がすることとされています。周知の方法としては選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ等によるほか、街頭演説等の機会を利用して、口頭で選挙人に周知することもできます。なお、戸別に演説会があることを周知する行為は、戸別訪問とみなされ、選挙運動の制限違反となります。

(4) 個人演説会場における連呼行為

個人演説会場において、演説の間又はその前後に連呼行為をすることは許されています。この「個人演説会場において」とは、「会場内で会場内の聴衆に向かって」という意味で、会場から外に向かって連呼することはできません。

(5) 他の演説会の禁止

選挙運動のためにする演説会は、個人演説会のほかはいかなる名目によっても開催することはできません。したがって、青年団等が主催して合同演説会を開催することもできません。

5 投票所内の氏名掲示

選挙の当日は、投票所内の投票を記載する場所その他適当な箇所に、候補者の氏名及び党派別の掲示を行います。告示があった日の翌日（8月24日）から選挙期日の前日（8月29日）までは、期日前投票所及び市選管の委員長が管理する不在者投票所における投票を記載する場所内の適当な箇所に、候補者の氏名及び党派別の掲示を行います。

この氏名等の掲載順序は、告示があった日の届出期間経過後に市選管がくじで定めますが、このくじには候補者又はその代理人が立ち会うことができます。

6 選挙公報（文書による提出）

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見、写真等を選挙人に知らせるために発行されるもので、候補者から提出があった掲載文を市選管が印刷し、配布することになっています。

(1) 掲載の申請

候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を希望するときは、掲載申請書に掲載文2通、写真（縦5cm×横4cm）1枚を添えて、8月3日から14日まで（土日祝除く。）に行う事前審査時に市選管に提出してください。なお、提出された掲載文及び写真は、返還できませんのでご承知ください。

写真は、無帽（マスクその他これに類するものを着用しないことを含む。）、正面、上半身、無背景、白黒の手札型としてください。

(2) 掲載文の記載方法

掲載文は、市選管が交付する原稿用紙を使用し、濃い黒色で、明確に記載してください。（青インクその他黒色以外の色素を用いないようにしてください。原稿に濃淡がある場合は、写真製版したときに見にくくなる場合があります。）

原稿用紙の氏名欄には、候補者届出書に記載された候補者に氏名又は認定を受けた通称を縦書きで記載してください。併せて所属党派名、年齢、職業等を記載することができます。

原稿用紙の政見等記載欄には、写真は使用できません。

掲載文には文字数の制限はなく、通常使用する漢字、かな、ひらがな、数字、アルファベットその他の文字、記号、符号及び線並びに図、イラストレーション及びこれらの類をもって記載してください。

また、原稿用紙の政見等記載欄に、図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計は、政見等記載欄の面積のおおむね2分

の1を超えてはなりません。

原稿用紙の枠いっぱいに記載しないで、天地左右に少し余白をとると、体裁がよくなり見やすくなります。

(3) 掲載文の撤回及び修正

候補者が既に提出した掲載文（写真を含む。）を撤回しようとするときはその旨を、修正しようとするときは修正した掲載文（写真を含む。）を添えて、その旨を、選挙公報掲載文撤回（修正）申請書により市選管に申請してください。

この撤回又は修正の申請は、選挙期日の告示があった日（8月23日）の午後5時までに市選管に提出してください。期日経過後においては、これを行うことができません。

(4) 掲載順序決定のくじ

選挙公報の掲載の順序は、市選管がくじで定めます。この掲載順序を定めるくじは、掲載申請書を提出した候補者について、選挙期日の告示があった日（8月23日）の午後5時以降に綾部市役所において、立候補届の受付順に行います。

候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができます。

(5) 選挙公報の体裁及び印刷方法

選挙公報の規格及び様式等は、市選管が定めます。

候補者から提出された掲載文は、原文のまま掲載することとし、写真製版により黒色で印刷します。ただし、記載方法に違反して記載した部分がある場合は、掲載しないことがあります。

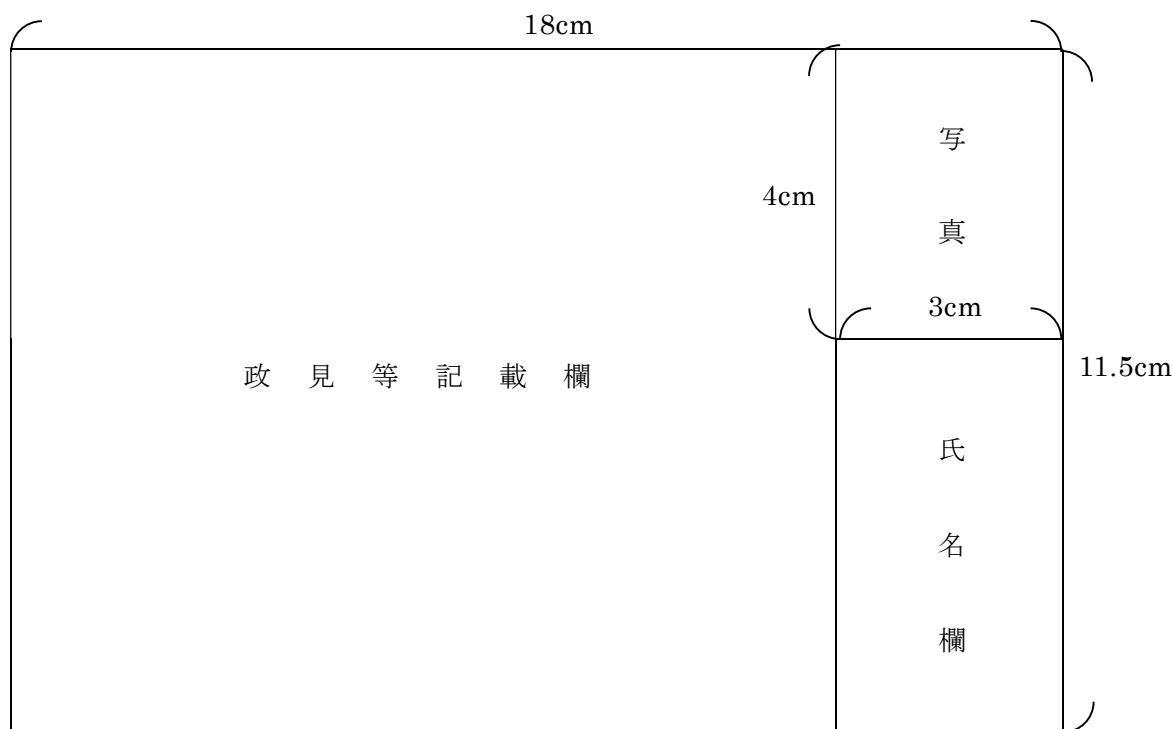
(6) 音声版選挙公報

視覚に障害がある有権者の方にも、選挙公報の内容を周知するため、音声版を作成しますので、掲載文1通に読み上げる順とふりがなを記入して、事前審査の際に提出してください。同じ読み方で複数の意味がある言葉（「更新」、「行進」など）を使用すると、本来の意図が伝わらなくなる可能性があります。

(7) 選挙公報発行の中止等

選挙公報への申請後において候補者が候補者たることを辞した場合（法令の規定により辞したものとみなされる場合を含みます。）は、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載を中止します。ただし、既に掲載の手續に着手した後においては、中止しないことがあります。

掲載文の掲載を中止した場合においては、掲載順位を繰り上げることがあります。



※ 写真は、縦5cm×横4cmのものを提出してください。

7 選挙公報（電子データによる提出）

電子データによる選挙公報の掲載文の提出を可能としています。電子データにより選挙公報掲載文等を提出する場合は、原稿データをお渡ししますので、事前に選挙管理委員会に申し出てください。なお、主な手続の手順等は「6 選挙公報（文書による提出）」と同様です。

（1）掲載の申請

候補者は、選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を希望するときは、掲載申請書に掲載文及び写真を記録したCD-R 1枚を添えて、8月3日から14日まで（土日祝除く。）に行う事前審査時に市選管に提出してください。提出の際には、CD-Rの表面に候補者の氏名を記載してください。

音声版用として、印刷した原稿に読み上げる順とふりがなをご記入の上、併せて提出してください。なお、提出されたCD-Rは、返還できませんのでご承知ください。

（2）掲載文の記載

掲載文は、市選管が提供する電子データの様式を原寸のまま利用し、AdobeのIllustrator、Photoshopを用いて作成してください。掲載文はグレースケールで保存してください。なお、画像解像度は350dpi以上を推奨します。提出する際の形式は、アウトライン化されたPDFファイルとしてください。アウトライン化されていないと体裁が崩れるおそれがあります。また、掲載分のデータのファイルタイトルは、「（候補者名）選挙公報原稿.pdf」としてください。

（3）写真

写真は、無帽（マスクその他これに類するものを着用しないことを含む。）、正面、上半身、無背景とし、グレースケールで保存してください。なお、画像解像度

は350dpi以上を推奨します。写真の提出形式は、JPEG形式とし、掲載文と同じC D－Rへ保存の上、提出してください。掲載文中の写真を配置する枠内へも写真を配置しておいてください。写真データのファイルタイトルは、「（候補者名）掲載写真.jpeg」としてください。

（４）掲載文の撤回及び修正

候補者が既に提出した掲載文（写真を含む。）を撤回しようとするときはその旨を、修正しようとするときは修正した電子データ（写真を含む。）を添えて、その旨を、選挙公報掲載文撤回（修正）申請書により市選管に申請してください。

修正したファイルのタイトルは、「（候補者名）選挙公報原稿【○月○日修正】.pdf」等としてください。

この撤回又は修正の申請は、選挙期日の告示があった日（８月２３日）の午後５時までに市選管に提出してください。期日経過後においては、これを行うことができません。

第７ 選挙運動に関する費用

１ 出納責任者

出納責任者は、候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人であり、費用面について全面的な責任と権限を持っています。したがって費用は、原則として出納責任者でなければ支出することができません。ただし、次の場合は、出納責任者でなくとも支出することができるとされています。

- ① 立候補準備のために要した費用の支出
- ② 電話による選挙運動に要した支出
- ③ 出納責任者から文書による承諾を得た者がする支出

この承諾は、包括的ではなく費目ごとに分割して承諾することを要します。

（１）出納責任者の選任及び届出

ア 選任

候補者は、出納責任者（１名）を置かなければなりません。次のいずれかの方法により定めることとなります。

- ① 候補者が選任する。
- ② 候補者が自ら出納責任者となる。
- ③ 推薦届出者（数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て出納責任者を選任する。
- ④ 推薦届出者（数人あるときはその代表者）が候補者の承諾を得て自ら出納責任者となる。

イ 届出

出納責任者を選任したときは、選任者（自ら出納責任者となった者を含む。）は直ちに出納責任者選任届（２通）を市選管に提出してください。

推薦届出者が選任したときは、候補者の承諾書を、推薦届出者が数人あるときは、併せてその代表者であることを証する書面を添付してください。

（２）出納責任者の異動

ア 解任、辞任

候補者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。出納責

任者を選任した推薦届出者もまた候補者の承諾を得て解任することができます。

出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することによって出納責任者を辞任することができます。

イ 届出

出納責任者に異動があったときは、直ちに出納責任者異動届（２通）を市選管に提出してください。なお、この届出書には、解任又は辞任による異動に関するものにはこの通知のあったことを証する書面（通知の写し）を、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合には併せてその解任について候補者の承諾のあったことを証する書面を添付してください。

出納責任者に事故があるとき又は欠けたときは、選任者が代わってその職務を行うこととなります。この場合には、選任の届出の例により職務代行者の届出をしてください。

（３）届出前の出納の禁止

出納責任者（職務代行者を含む。）は、選任又は異動の届出若しくは職務代行者の届出がなされた後でないと名目のいかなを問わず、選挙運動のための寄附を受け、又は支出をすることができませんので注意してください。

なお、これらの届出を郵便で行う場合においては、引受時刻証明の取扱で、これを郵便局に託したときをもって届出があったとみなされます。

（４）支出最高額の決定

出納責任者の選任者は、出納責任者の支出することのできる金額の最高額を定めた文書を作成し、出納責任者とともにこれに署名、押印しなければなりません。

２ 寄附の禁止

選挙に関する寄附に関しては、次の行為は禁止されています。

また、候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）はその選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはいけません。

この場合、その寄附が選挙に関するか否かを問わず、また時期のいかなを問わず禁止されています。

（１）本市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者等がこの選挙に関し寄附をすること。

（２）（１）の者に対し寄附を勧誘し、要求し、又は寄附を受けること。

（３）候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が、本市内にある者に対して寄附をすること。

（４）候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体が、この選挙に関し、本市内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し、又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をすること。

ただし、政党その他の政治団体又はその支部に対してする寄附は除かれます。

（５）候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の氏名が表示され、又はその氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、この選挙に関し、本市内にある者に対し寄附をすること。

（６）政党その他の政治団体又はその支部で、特定の候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義、施策を支持し、又はそれらの者を推薦し、若しく

は支持することがその政治活動の主たるものであるもの（後援団体）が、令和８年６月２日から令和８年８月３０日までの間、本市内にある者に対し寄附をすること。ただし、その候補者又は候補者となろうとする者に対する寄附を除きます。

（７）候補者又は候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）が、令和８年６月２日から令和８年８月３０日までの間、自分の後援団体に対して寄附をすること。

（８）選挙に関し、外国人、外国法人又は外国の団体から寄附を受けること。

（９）選挙に関し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をすること又はこれらの寄附を受けること。

３ 実費弁償及び報酬の額

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償及び報酬の最高額は、次のとおりです。

（１）選挙運動に従事する者１人に対し支給することのできる実費弁償の最高額

ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

イ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

エ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額

オ 宿泊料 １夜につき ２３，０００円（食料２食分を含む。）

カ 弁当料 １食につき １，５００円、１日につき４，５００円

キ 茶菓料 １日につき １，０００円

（２）選挙運動のために使用する労務者１人に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額

ア 報酬

（ア）基本日額 １０，０００円

（イ）超過勤務手当 １日につき、基本日額の５割

イ 実費弁償

（ア）鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 （１）アからエまでに掲げる額

（イ）宿泊料 １夜につき２０，０００円（食料を含まない。）

（３）選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員及び専ら第１４１条第１項第１号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第１９７条の２第２項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者に限る。）１人に対して支給することができる報酬の最高額

ア 選挙運動のために使用する事務員 １日につき１５，０００円

イ 選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者 １日につき２０，０００円

※ 綾部市では、平成３０年に「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」を施行しました。

誰もが障害の有無に関わらず、手話やその他の様々なコミュニケーション手段を活用す

ることにより、お互いに尊重し合い、つながり合える共生社会の実現を目指し、市、市民、事業者が一体となって取り組んでいるところです。

条例の趣旨に基づき、障害の有無に関わらず候補者の政策や考えが、必要とされる有権者に等しく伝わるよう、配慮をお願いします。

なお、聴覚に障害のある有権者に対しての意思疎通手段の確保として、手話通訳者、要約筆記者を依頼される際の依頼先を下記に記載しました。手話通訳者や要約筆記者の派遣を検討される際には、参考にしてください。

手話通訳・要約筆記者派遣 依頼先

社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会

京都市聴覚言語障害センター 情報提供施設部 意思疎通支援課

TEL 075-841-8337（受付 月曜～金曜 9:00～17:00） FAX 075-841-8312

- ※ 選挙運動に従事する者又は選挙運動のために使用する労務者に対し弁当の現物供与をした場合においては、その者に支給することができる1日の弁当料又は報酬の額は、これらの額から提供した弁当の実費に相当する額を差し引いたものとなります。

4 選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲

次に掲げるものは、選挙運動に関する支出でないものとみなされています。

- (1) 立候補準備のために要した支出のうちで、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
- (2) 立候補の届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
- (3) 候補者が乗用する自動車等のために要した支出
- (4) 選挙の期日後において、選挙運動の残務整理のために要した支出
- (5) 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
- (6) 主として選挙運動のために使用する自動車を使用するために要した支出（拡声機の借上料及び選挙運動用自動車に取り付けて使用する看板に要した費用を除く。）
- (7) 供託金

◎ 候補者届出書受付後直ちに交付する物品、証明書等の種類

番号	種 類	数 量	交付者	使 用 の 目 的	適 用
1	選挙運動用自動車、船舶表示板	1 枚	市選管	自動車にあつてはその前面等外部から見やすい箇所に掲示	選択使用ができる。
2	選挙運動用拡声機表示板	1 枚	〃	拡声機の送話口の下部等外部から見やすい箇所に使用中掲示	
3	街頭演説用標旗	1 本	〃	街頭演説の場合に掲出	
4	自動車、船舶乗員用腕章	4 枚	〃	候補者、運転手 1 名以外の者で乗車する者が着用	1 標旗のもとに自動車、船舶乗員用腕章と通じて 1 5 枚以内に限り。
5	街頭演説用腕章	1 1 枚	〃	街頭演説に従事する者が着用	
6	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚	選挙長	選挙運動用通常葉書の無償交付を受けるか手持ちの通常葉書に選挙用の表示を受けるときに綾部郵便局に提示する。	通常葉書の数 2,000枚
7	選挙運動用通常葉書差出票	1 0 枚	〃	選挙運動用通常葉書を綾部郵便局に差し出すときに添付する。	差出票 1 枚当たり 200 枚
8	選挙運動用ビラ証紙及び同証紙交付票	1 枚	〃	選挙運動用ビラ証紙の交付を受ける場合（2 種類以内）	ビラの数 4,000 枚
9	新聞広告掲載証明書	2 枚	〃	希望する新聞社に提出、有料で広告を掲載できる。	スペースは、記事下(横9.6cm以内、縦2段組以内)
1 0	ポスター掲示場設置場所一覧	1 部	市選管		
1 1	通称使用認定書	1 枚	選挙長	選挙長が通称を認定したとき。	
1 2	供託書預かり書	1 枚	市選管	供託書と交換	